

重 要 事 項 説 明 書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要な事項は次のとおりです。

第1 事業者

事業者名称	株式会社オペレーションナーサリー
主たる事務所の所在地	西宮市甲子園七番町 2-5
法人種別	株式会社
代表者職氏名	代表取締役 芦田 美良
電話番号	0798-42-7990

第2 事業の概要

事業の種類	小規模保育事業			
事業所の名称	くるみキッズルームこうしえん			
事業所の所在地	西宮市甲子園七番町 2-5			
電話番号・FAX	電話 0798-39-7982 FAX 0798-39-7983			
管理者(施設長)氏名	早田 彩香			
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	計
	0人	9人	3人	12人

令和6年4月1日現在

第3 事業の目的・運営方針

当事業者は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当事業所は、保育を必要とする乳児及び幼児を受け入れ保育事業を行うことを目的とします。
- (2) 当事業所は、ひとりひとりの園児が心身ともに健やかに育成されるように努めます。保育所保育指針に基づき、子どもの最善の利益を考慮し最もふさわしい生活の場を提供します。家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ適切に保育を行います。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

設備	構造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建て
	延床面積	58.05m ²

(2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室	2室	各年齢に合わせ、サークル、可動棚等により間仕切り
ほふく室		
保育室		
調乳スペース	1室	
幼児用トイレ	1室	沐浴スペース含む
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場 2241 m ² (代替場所 西畠公園)

第5 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	学文殿保育所
連携協力の概要	集団保育、保育に関する相談・助言、代替保育、職員研修

第6 職員の配置状況

職種	員数	常勤	非常勤
施設長	1	1	—
保育士	5	3	2

※令和6年4月1日時点

第7 職員の勤務体制

職種	勤務体制
施設長	8：30～18：00
保育士	早番 7：00～16：00 日勤 8：30～17：30 遅番 10：00～19：00

※ ローテーションにより、各保育士及び保育従事者の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開所曜日		月・火・水・木・金・土 (祝日を除く)
原則時間	平日	8：30～16：30
	土曜日	8：30～12：00
開所時間 (延長保育)	平日	7：00～18：00(～19：00)
	土曜日	7：00～18：00(～19：00)
保育短時間認定に係る保育時間		8：30～16：30
保育短時間認定に係る延長時間		7：00～8：30、16：30～19：00
保育標準時間認定に係る保育時間		7：00～18：00
保育標準時間認定に係る延長時間		18：00～19：00

※12月29日から1月3日は休所日となります。

*行事のある土曜日は、家庭保育のご協力をお願いします。

第9 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

（1）当事業所の保育理念

- ・子ども一人一人の人権を尊重し、最善の利益を考慮した環境を保障する
- ・保育所の専門性を生かし、養護及び教育を一体的に行う
- ・保護者や地域の社会資源との連携を強化し、地域の子育て支援の充実を図る

（2）当事業所の保育の目標

- ・優しく思いやりのある子ども
- ・自主性、創造力のある子ども
- ・自分の思いや気持ちを自分の言葉で表現できる子ども
- ・十分に体を動かし、のびのびと遊ぶ子ども

（3）一日の流れ

時間	活動		
	0歳児	1歳児	2歳児
7：00		開園	
9：00		順次朝のおやつ（牛乳）	
9：15		朝の会	
9：30		室内保育・戸外あそび	
10：50		順次給食	
11：30		順次午睡	
14：30		順次起床	
15：00		順次午後のおやつ	
15：30		おわりの会	
15：40		室内保育	
16：30		順次降園	
18：00		延長保育	
19：00		閉園	

(4) 年間行事計画

月	行 事
4月	入園式
5月	こどもの日
6月	虫歯予防デー／定期健康診断（内科・歯科）※嘱託医の都合により変動あり
7月	七夕
8月	夏まつり
9月	お月見
10月	運動会／ハロウイン
11月	遠足
12月	クリスマス会／定期健康診断（内科）※嘱託医の都合により変動あり
1月	鑑賞会
2月	節分／参観日
3月	ひなまつり／発表会／お別れ式

※誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します

(5) 給食の提供

- 併設する「どんぐりルーム甲子園」調理室にて調理（委託業者 株式会社 名阪食品）

- 栄養士による献立作成
- ご家庭で摂取したことの無い食物につきましては、当園では提供いたしません。
- 子どもの咀嚼や嚥下機能等の発達に応じて、食品の種類、量、大きさ、固さ、食具等を配慮します。
- アレルギー疾患の乳幼児に対しては、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導を提出し、医療機関との連携を下に安全な食事の提供を行います。
- 当園においては、必要栄養素を確保した上で、2大アレルゲンである卵、乳製品を完全に除き、誤配・誤食を防止します。

(6) 保育園と保護者の連絡について

- 園児の保育園での状況や家庭での状況を相互連絡しあう為に、連絡帳を活用します。体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、園児の様子を詳細に記入するようにしてください。

・月に一回、園だよりと給食だよりを発行し、月の行事や連絡事項などをお知らせします。

(7) 健康診断について

1. 健康診断

(内科健診)

入園時には各自、指定の健康診断書をひだこどもクリニックに持参し、健康診断を受診してください。受診後、健康診断書を園までご提出ください。

毎年6月、12月に、定期健康診断を園で実施いたします。当日欠席の場合は、後日、指定の健康診断書をひだこどもクリニックに持参し健康診断を受診後、健康診断書を園までご提出ください。

なお、他医療機関で受診された場合は、自費受診となります。

(歯科健診)

毎年6月に、定期歯科健診を園で実施いたします。当日欠席の場合は、後日、指定の健康診断書をオククボ歯科クリニックに持参し歯科健診を受診後、健康診断書を園までご提出ください。

なお、他医療機関で受診された場合は、自費受診となります。

2. 身体測定

毎月身長・体重の測定を行います。結果につきましては、別紙にてお伝えします。

※ その他、日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育園にご相談ください。

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

(0歳児から2歳児クラスの市民税非課税世帯の児童にかかる保育料については無償)

なお次の場合は、日割り計算を行います。

・月途中の退所の場合

・災害やその他緊急やむ得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し保育の提供がなされない場合

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、事業者が定める延長保育料をお支払いただきます。

時期	項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
入園時	通園かばん	園指定の為	1袋800円

	T シャツ	園内着用指定の為	1枚1100円
	戸外用帽子	園内着用指定の為	1枚1190円
	連絡帳	園内指定様式の為	1冊210円
毎月	絵本代（希望者のみ）	園保育方針の為	月額440円～
	教育カリキュラム費：2歳児のみ	園保育方針の為	月額1000円
随时	写真代（業者によるネット販売）	購入実費	1枚110円～
	保護者カード再発行費	保護者保有物の為	1枚210円
毎月 利用者のみ	延長保育（30分）	西宮市規程の為	月額1500円
	延長保育（60分）	西宮市規程の為	月額3000円
随时	延長保育（1回）	西宮市規程の為	30分ごと500円
	閉園時間超過時	園内規則の為	15分ごと500円
毎年	災害保険代（※別途通知）	園指定の為	年額210円程度

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(4) 支払い方法

・月払いの費用については、当月1日から10日までに、下記口座へお振込していただきます。

※お振込時の振込手数料は保護者様でご負担いただきます。

※会計処理の都合上、前月中のお振込はしないでください。

三井住友銀行 甲子園支店

普通 口座番号 4448913 口座名義 カ)オペレーションナーサリー

※随時の延長保育料等は、当日、降園時にお支払いいただきます。

※その他、必要に応じて随時必要な雑費については、指定の雑費領収証袋にて集金いたしますので、釣銭のないようご準備頂き、登園時に職員へ直接お渡しください。

第11 利用の終了に関する事項

入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 入所児童が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき
- (4) 契約期間の満了よりも前に契約を終了する場合は、契約を解除する日の10日前までに、文書で通知していただきます。

第12 嘴託医・嘴託歯科医

以下の医療機関の嘴託医・嘴託歯科医と契約を締結しています。

医療機関の名称	ひだこどもクリニック
医師名	肥田 崇子
所在地	西宮市甲子園浦風町7番9号
電話番号	0798-41-8880

医療機関の名称	オククボ歯科クリニック
歯科医師名	奥窪 仰
所在地	西宮市甲子園六番町1-22 2階
電話番号	0798-78-6195

第13 緊急時等の対応方法

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。

また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

救急隊	管轄消防署名 鳴尾消防署
	所在地 西宮市古川町2番12号
	電話番号 0798-49-0119
警察署	管轄警察署名 甲子園警察
	所在地 西宮市甲子園七番町11番14号
	電話番号 0798-41-0110

第14 非常災害対策

消防計画作成 (変更)届出書	鳴尾消防署 平成24年10月10日届出 防火管理者 氏名 楠 豪仁
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月1回）を実施します。
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・消火器
火災時避難場所	八ツ松市民館
地震時避難場所	ホテルヒューアイット甲子園
災害時緊急連絡先	PHS：070-5653-8872

第15 防犯、事故防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、保育安全マニュアルを作成し、常に職員全員がマニュアル遵守の下に保育を行う。また、職員研修を実施し、防犯、事故防止を徹底する。

第16 虐待の防止のための措置

- ・当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。
- ・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待について、当事業所は児童福祉施設として重要な役割を担っています。
- ・子どものしつけに際して身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）や精神的苦痛（暴言等）を与えるような関わりは、「虐待」となり、してはならないとされています。
- ・保育所は「児童虐待の防止等に関する法律」第5条および第6条により、虐待を受けたと思われるような傷やあざ等があった場合は虐待の通告義務があります。

第17 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

相談・苦情受付担当者	氏名 妙中 愛 電話番号 0798-39-7982
相談・苦情解決責任者	氏名 早田 彩香 電話番号 0798-39-7982
受付方法	面談・文書・電話などの方法で受け付けています。

※当保育所以外に、相談・苦情窓口があります。

こども支援局 子育て事業部 保育所事業課	
西宮市六湛寺町10-3 西宮市役所 本庁舎7階	電話番号 0798-35-3164

第18 連絡一斉配信システム（モバイルメール）について

当事業所は、緊急災害時の連絡方法の手段のひとつとして、連絡一斉配信システム「モバイルメール」を導入しています。

第19 その他留意していただきたいこと

当事業所の「園のしおり」に記載しております決定事項につきましては、順守していただきますようお願い致します。

第20 賠償責任保険の加入

利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	園賠償責任保険
保険の内容	施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険
保険金額	10億円

※詳しくは、別途配布する「ほいくのほけんのご案内」を御確認ください。

保険の種類	災害共済給付制度
保険の内容	災害保険
保護者負担額	年額210円程度

※詳しくは、保険加入時期（5月ごろ）に別途お知らせ致します。